

全ト協発第55号(環・適)

平成30年4月25日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び 運用について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました(施行日：平成30年6月1日)。

今回の改正では、睡眠不足に起因する事故防止対策を強化するため、点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況が追加されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第 11 号の 2
国自貨第 8 号の 2
国自整第 25 号の 2
平成 30 年 4 月 20 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付で別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 11 号の 2
国自貨第 8 号の 2
国自整第 25 号の 2
平成 30 年 4 月 20 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付で別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴機関においてもその趣旨を了知されるとともに、地方実施機関に対し周知されたい。

新	旧
国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略) 一部改正 国自安第 268号 国自貨第 187号 国自整第 364号 平成 30年 3月 30日 最終改正 国自安第 11号 国自貨第 8号 国自整第 25号 平成 30年 4月 20日	国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略) 最終改正 国自安第 268号 国自貨第 187号 国自整第 364号 平成 30年 3月 30日
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長	各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり等</u>をいう。 6. ・ 7. (略) 第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足等</u>をいう。 6. ・ 7. (略) 第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係（別紙2参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終

了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

- | | |
|--|---|
| <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 疾病、<u>疲労</u>、<u>睡眠不足</u>その他の理由により安全な運転をすることができない</p> <p>ハ. ～ホ. (略)</p> | <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。</p> <p>イ. (略))</p> <p>ロ. 疾病、<u>疲労</u>その他の理由により安全な運転をすることができない</p> <p>ハ. ～ホ. (略)</p> |
|--|---|

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。

（運転者） 第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 三 （略） 二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。 三 三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。 四 十 （略） 二 十一 （略）					
（運転者） 第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 三 （略） 二 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。 三 三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。 四 十 （略） 二 十一 （略）					
（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正） 第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td> 第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略） </td><td> 第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略） </td></tr></table>	改正後	改正前	第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略）	第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略）	
改正後	改正前				
第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略）	第三条 （過労運転の防止） 二 五 （略） 六 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 七 八 （略）				

（点呼等） 第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。 一 （略） 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある無 三 （略） 二 五 （略） （運転者） 第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 （略） 一 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 二 八 （略）	（点呼等） 第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。 一 （略） 二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある無 三 （略） 二 五 （略） （運転者） 第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 （略） 一 二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 二 八 （略）
---	---

附 則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。